

諮問庁：独立行政法人都市再生機構

諮問日：平成28年2月15日（平成28年（独情）諮問第16号）

答申日：平成29年2月8日（平成28年度（独情）答申第76号）

事件名：給水施設等維持管理業務（特定団地）の積算書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる文書1ないし文書10（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、本件対象文書を特定したことは妥当であるが、異議申立人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別紙の3の3欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、独立行政法人都市再生機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成27年10月7日付け、に727-24による一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）異議申立書

ア 趣旨

以下に指摘する部分は、機構が不開示とした部分の理由に該当せず、開示を求める。その詳細は下記イで個々に説明する。

次に、共通仕様書・特記仕様書・設計図書等の整合性に疑義があり、整合性を確認するために必要であり、開示を求める。

給水施設の維持管理に重大な疑義があり、それら施設は居住者の生活に重大な影響を及ぼすおそれが有り、居住者にとって適切に維持管理が行われているか否か、また、その業務費が共益費の運営上適切であるか否かも最大の関心事である。一方、共益費は居住者の出資金であり、その運営を知る事は当然の権利である。

機構は安心・安全な居住環境を提供することから、居住者に説明責

任があるが、その責任を果たさず、数々の支障や疑問を生じている。積極的に開示し、居住者の理解と信頼を得る必要がある。

イ 異議申立ての理由（開示を求める部分）

機構は「積算の考え方は機構の経営のノウハウに関わる部分であり、一般的に他の事業者や賃貸人が通常知りえない企業秘密であり、これを公にすることは機構の競争入札への支障をきたす」とあるが、そもそも積算の考え方は、入札・競争入札等に際し、仕様書・設計図書・現場説明書等を示し、公平・公正な積算ができるようにその基準（考え方等）をしめすものである。公共団体等は金抜き設計図書として積算書を公開している。そこには公共団体等のノウハウはない。もし、機構のノウハウが積算書に存在するならば、入札に参加しようとする業者はそれを積算する事はできず、不適切で公正な競争を妨げる事となり、違法行為になる。

従って、開示を求めた部分は機構の主張に該当せず、すべて開示すべきである。

機構は情報公開に際し、「機構の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある等」として、「ノウハウ」や「競争に不利」という言葉をキーワードに常に秘密主義を貫き、説明責任を果たしていない。つまり、機構では情報公開制度が機能しているとは言えず、情報公開の意味が無いと言える。（駐車場に関する情報公開とこの度の手続きにおいて総て黒塗りにしている実態がある。機構は情報公開の意味と範囲が理解できず、異議申立てにより、内閣府の審査会に公開範囲の判断を逐一打診しているようなものである。）

社会の流れは、情報公開を積極的に行い、信用・信頼を得る努力がなされているなかで、秘密主義を貫く機構は全社において情報公開制度の精神を理解せず、あるいは理解する能力がないのではないかと疑念を感じる。この体質を改善するには、この状況を国土交通省に陳情し、国の機関としても、強く体質改善の指導を求める必要から情報公開の実態の検証が必要である。

次に、個別事項の詳細な理由を説明する。（積算書にページ数の記載がなく、理由説明の都合上ページ数を記入する。）

（ア）まず、共通する理由として以下に示す。

- i 小計又は合計であり、開示出来ない歩合や単価等でない。また、各団地の共益費収支状況表でその一部を報告し、公開されている。従って機構の競争入札の支障をきたすものではなく、開示すべきである。
- ii 項目名であり、開示出来ない単価・歩合等でないと考えられ、開示すべきである。

iii 8ページの記号Cの部分について、機構担当者は「数字ではなく、考え方の表現である」と説明した。上記に主張したごとく、積算における考え方は積算の基準を示すものであり、機構担当者が説明する部分にノウハウはないと考える。仮に、その考え方が機構のノウハウで秘密事項であったとすれば、機構のみが積算出来るものであり、入札業者は積算する事が出来ず、公平な積算及び公正な競争が出来ず、違法行為に繋がる事からノウハウでないと考え、開示すべきである。むしろ仕様書・特記仕様書・設計図書等の不整合を隠すために不開示としたと考えられる。開示し、説明責任を果たすべきである。

駐車場に関連する書類で「近傍同種の比準事例」の開示を求めた時、機構のノウハウであるとして、不開示となった。しかし、特定日付けの「お住まいのみなさまへ」というチラシで“「家賃改定のルールの見直し」に関する意見募集について”という表題で「近傍同種」の意見募集を行った。つまり、駐車場及び家賃における「近傍同種」及びその比準事例はノウハウでなかった事が判明した。このように、機構は開示すれば不都合が生じると考える時、常にノウハウを理由とするが、このページにおける不開示部分に機構のノウハウは存在しない。開示すべきである。

iv 内訳書の合計を記入したものであり、公開できない歩合や単価ではなく、開示すべきである。

(イ) 個別の事項について説明する。

A 1ページの不開示部分は理由 i に該当し開示すべき。

B 2ページのAは理由 ii に該当し、Bは理由 i に該当し開示すべき。なお、P 2～7は同様であり、開示すべき。

C 8ページのCは理由 ii に該当、Dは理由 iii に該当、Eは電話料金であり開示すべき、Fは理由 i に該当し開示すべき。

D 9ページは理由 iv に該当し全部開示すべき。

E 10ページのGは理由 ii に該当し、Hは理由 i に該当し開示すべき。なお、P 10～14は同様であり、開示すべき。

F 15ページのIは理由 ii に該当し、Jは理由 i に該当し開示すべき。なお、P 15～16は同様であり、開示すべき。

G 17ページのKは理由 ii に該当し、Lは理由 i に該当し開示すべき。なお、P 17～18は同様であり、開示すべき。

H 19ページのMは理由 ii に該当し、Nは理由 i に該当し開示すべき。なお、P 19～20は同様であり、開示すべき。(一部開示しており、開示すべき)

I 21ページのOは理由iiに該当し、Pは理由iに該当し開示すべき。なお、P22のQ及びRも同様であり、開示すべき。

J 23ページのSは理由iに該当し開示すべきである。

K 8ページのCに関連していると考えられる積算について

共通仕様書の6枚目の22項で“遠隔監視業務による緊急事故処理体制”のなかで「自動通報装置等を利用して実施する場合の仕様として別紙4と別紙5により実施すること」となっており、別紙4及び5には詳細が明記され、その積算が必要であるが、開示された積算書にはそれがない。

本来、積算書等の重要書類には事故を防止するためにページが記入されるが、開示された積算書にはページの記入がない。そのため開示忘れがあるように見え、開示を求める。もし、不存在であるならば、不存在であるという通知が必要である。

ウ 備考

この異議申立てに際し、機構は既に検討し不開示としている事であり、再度検討の余地はないと思う。行政不服審査法の規定により直ちに、内閣府に審査を依頼すべきである。

仮にこの異議申立書に対し、開示すべき事項があれば、2週間以内に連絡を求める。内閣府の審査には時間がかかる事から、機構の連絡が無ければ、異議申立人の方でも審査依頼をする。なお、状況を見ながら、国交省に陳情書を提出する積りでいる。

(本答申では添付資料は省略)

(2) 意見書1

ア はじめに、機構の情報公開に関する対応から、基本的な重大な問題(下記に説明)があると考えられ、この度の審査を通じ、強い指導を求める。その理由について、

(ア) 異議申立てから機構が諮問に至る経緯

A 平成27年11月10日に異議申立書を提出。

機構は平成27年10月7日法人文書開示決定通知書で不開示の理由を総論的に妥協の余地のない理由で決定している事から、異議申立に際し、改めて不開示の理由を検討する必要はなく、直ちに諮問する事を機構に求めた。

B 諮問したかどうかを11・12・1月に渡り、再三問い合わせた。その時の説明は、一部開示する予定とか開示できないとか諮問の理由を検討している等の返事があり、何日諮問するかの説明はなかった。2月12日に問い合わせた時、2月9日に一部開示を決めて諮問したと返事があった。

C 2月16日に、2月15日に諮問したという“審査会への諮問

について”という書類が届いた。その書類には「部分開示決定」とあったが、開示された書類はその後届かず、開示はなかった。

(イ) 次の事が指摘できる。

- A まず、異議申立てをした日は平成27年11月10日であり、平成28年2月15日の諮問は90日以上を経過しており、ルールを守っていない。この度の異議申立てには難しい問題はなく、日を伸ばし、ルーズに取り扱ったにすぎない。
- B 2月15日に諮問した書類は「部分開示決定」となっているが、異議申立人にそれを開示していない。本来は異議申立人に部分開示した書類を提供した上で、諮問するのが手順であると思う。開示をせず諮問したことは異議申立人を騙した事であり、かつ、審査会にも虚偽の諮問をした事になり、強い憤りを感じる。審査会はそれを糺して欲しい。
- C この度の全面不開示は、特定諮問事件の時と同様である。このように機構の大半の職員は完全秘密主義を貫き、法を理解していないと考える。しかし、この担当部門の職員は、法の精神を無視し、機構にとって都合が悪い事を隠すため、法を身勝手な活用をしている状況は悪質である。それは、不開示の理由に対する異議申立人の反論から、容易に想定できると考えられる。

この度の情報開示は、国及び公共団体が大型工事の競争入札に際し提示する設計図書の一つである金抜き積算書の開示状況と考え方を参考にすれば容易に開示・不開示が判断できる事であるが、この事件は全面不開示とし、その理由は意味不明である。

一方、全面不開示でありながら一部開示をしたと異議申立人を騙し、虚偽の諮問をした事を考えれば、異議申立ての理由の一つである給水施設維持管理業務の発注等に不正があり、それを隠蔽するためと伺える。

- D 特定諮問事件で、全面不開示であった（審査で大半が開示されたが）事、この度も全面不開示であった事を考えた時、更に共益費に関する給水施設の見学を要望（抗議文・請願書を添付）した時、それを無視し、一切の説明をしないまま拒否した事等、それに類する無視と拒否の対応が多々あり、それらを考えると次のことが断言できる。

機構は、法1条目的「国民主権の理念にのっとり、……」等を全く理解していない。

(ウ) この度の審査を通じて、審査会より機構に強い指導が必要であると考える。

イ 異議申立書の理由について補足する。（平成27年10月7日法人

文書開示決定通知書を参照)

- (ア) 「積算内訳は市場における機構の競争上の地位その他正当利益を害するおそれがある」とある。積算内訳は機構施設の維持管理業務の予算を算出するための書類であり、機構独自のものである。しかも、機構団地の共益費で、給水施設の維持管理業務に関するものであり、このような共益費に関する市場はどこを探しても存在しない事から、「市場における」という文言は意味不明である。そして、「積算内訳は市場における機構の競争上」という文言も同様に意味不明である。

機構団地の共益費の発注に関する積算内訳がどのような市場で、だれと何を競争するのか、また、機構の地位は如何なるものか、それぞれについて具体的な説明を求める。

次に、「その他の利益を害する」とあるが、共益費は居住者の出資金を機構が管理運用し、年度ごとに居住者に報告しており、その中で、余剰金は次年度に繰り越している。従って、機構は利益を得ていないし、利益を得るものでもない。

その共益費の入札・発注業務に関し、「その他の利益を害する」とはどのような利益なのか、その損失額はいくらか、意味不明である。共益費と機構の利益とは因果関係はないと考える。以上の意味不明な文言・論理に対し、反論はできない。

- (イ) 「積算の考え方は機構の経営のノウハウに関わる部分であり…企業秘密であり、…機構の競争入札へ支障をきたす」について

A 「積算の考え方が経営のノウハウである」とあるが、一般論として、積算の考え方は仕様書や設計図書等に明示され、予算の積算はその設計図書に基づいて積算するものであり、仮に、入札に参加する業者に秘密にするようなノウハウ（積算単価等は公開しないが、異議申立人はそうした単価の開示は求めている事から機構のノウハウはそれ以外のノウハウである）の内容を積算に盛り込む事は、機構の積算の内容と業者の積算内容に差異が生じ、入札の予算として不適當である。時に、品質確保の観点から、工事手順・工法を指定する場合があるが、この度の積算対象業務は、仕様書・設計書等で決められ、そのような指定は無かった。

また、積算内訳書は共益費に関する事であり、機構の経営とは無関係であり、「経営のノウハウ」は上記の説明からも、関係ない事は明白である。つまり、機構の主張は意味不明である。

競争入札は機構と参加業者が同じ設計図書等（同じ土俵）に基づいて積算するものである。その上で各業者の技術力やノウハウの違いにより、価格が異なり、競争が生まれるものである。

つまり、機構と業者が同じ土俵で積算を行うものである。機構の土俵と業者の土俵が違っていたのでは、不適切な競争入札となる。

- B 「機構の競争入札へ支障をきたす」とあるが、競争をして入札するのは、業者であり、「機構の競争入札」とは何か、意味不明である。

機構が競争入札を実施する際に支障があると解釈した時、機構の特殊なノウハウにおける反論は上記の通りであり、仮に、機構と業者がそれぞれ異なった土俵で積算し、入札を行い、落札した場合、工事（業務）に支障を生じると考える。

次に、積算書の単価等を入札前に公開すれば、競争入札に支障がでるが、この物件は既に入札・発注・契約が完了しており、かつ、異議申立人が求めている開示は、競争入札業務になんの支障もないと考える。

- C 上記の反論は、社会通念による異議申立人の一般論であるが、上記に指摘する機構の主張は個々に反論したごとく意味不明で理解できず、具体的に即した反論ができない。機構は正当な主張・論理と考えるならば、具体的で具体例に基づいた説明をすべきである。それが出来ない時は、無条件で開示をすべきである。

ウ まとめ

機構の情報開示に対する対応（考え方）と機構の意味不明な理由等は、法を蔑ろにしたものであり、機構の理由は当を得ておらず、全面開示すべきである。

- エ 添付資料として、平成27年10月7日法人文書開示決定通知書・異議申立書・不開示の積算書・抗議文・請願・給水施設の競争入札調書を添付する。

（本答申では添付資料は省略）

(3) 意見書2

はじめに、2月12日に機構西日本支社の担当者に異議申立てについて問い合わせた時、2月9日に一部開示を決定したと説明があり、直ちにその書類を送付することを依頼し、2週間待ったが、届かず23日に意見書1を提出した。

その翌日に一部開示された積算内訳書を受け取った。そして、審査会より、3月15日に意見書の提出期限の通知がきた。

異議申立人は、弁護士等の経験はなく、従って、このような反論や文章作成には時間がかかる。3月15日の期限は短く不公平に思うが、異議申立人の意見書が無効になり、不利に作用する事を恐れ、急ぎ作成した。

ア 下記第3の1（理由説明書）（4）ア「本件対象文章について」のなかで、「処分庁は、個々の業務の積算内訳は市場における機構の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。…」とあるが、本件は団地の居住者が出資した共益費の運用に関する入札と発注であり、機構本来の団地運営に関する業務でなく、利益を害するおそれがあるのは、機構でなく、居住者である。従って、共益費の給水施設等の市場はなく、競争もなく、共益費における地位もない、まして機構が正当な利益を害する恐れもない。つまり、機構の主張は的外れな主張であり、法5条4号ニ及びトに規定する不開示情報に該当せず、全面開示すべきである。

しかし、機構の補足説明により、「機構の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」を「居住者の利益」と言い換えた時、機構の主張は支離滅裂になると考えるが、「居住者の利益」を主張する事を考えて反論する。

本件内訳書が全面開示され、特定会社を始め参入しようとする事業者が予算額を知った場合、その弊害として事業者間の競争が成立せず、居住者の利益が害されるおそれがある。しかし、競争入札の際、上限と最低価格を公表し、事業者間の競争を促す方法があり、短絡的に居住者の利益が害されるとは言えない。

こうしたリスクより、次に説明する機構の不適切な運用により居住者が過大な負担を強いられているという現実が居住者の利益を害していると言える。

特定会社は機構のファミリー企業でもあり、特定会社は機構から20年以上この業務を随意契約により継続的に履行している事、その後は特定会社だけの入札（競争入札が成立していない）で高い落札率等（90～97パーセント）で受注している事等から明白なように、本件の業務を特定会社が独占している現実。つまり、機構と特定会社は慣れ合い状態（内訳内容を熟知している）であると想定できる。この状況こそが共益費の給水施設維持管理業務費が減額できず、居住者の利益を害し、居住者は過大な負担を強いられている現実がある。

機構はこの現状を容認し、改善せず継続している機構は居住者の利益を守っているとは言えず、機構は「居住者の利益」を守るという資格はない。

以上の説明から、機構の主張は全面的に成立せず、法5条4号ニ及びトに該当しない事は明らかである。

その他の反論は意見書1による。

イ 平成27年10月7日法人文書開示決定通知書では、全面不開示で

あったのが、平成28年2月22日の開示理由によりわずかな部分が開示された。その開示理由に該当すると考えられる他の多くの部分を不開示とした理由の説明を求める。

ウ 開示された積算内訳書（部分開示の積算内訳書）において、異議申立・意見書1及び本意見書に主張する理由により、改めて開示を求める。それを公にしても算定方法、単価等が明らかにならず、法5条4号ニ及びトに該当しないと主張するが、審査会から3月2日に機構の補充理由説明書が届いた。

その理由説明書でよく使われている「機構独自の積算の考え方」、「算定方法」、「単価」のキーワードについて反論する。

「機構独自の積算の考え方」や「算定方法」は機構が意図する品質の維持・向上に必要な事であり、仕様書や金抜き積算書等に表現し、参入事業者にとそれを守らせる必要がある事から、公にすべき事である。

本件における「単価」は公開すべき事ではないが、公共団体等は“建築物価本”等の単価を参考にしている事から、建築物価本等で事業者は類推する事ができ、機構と事業者に大きな差異が生じてはいけないものである。一方、“建築物価本”等がない特殊な作業の単価は、機構が数社から相見積もりを取って妥当とする値を決めるものであり、機構が根拠もなく勝手気ままに決めて良いものではない。そこに機構のノウハウ等は存在しないし、機密事項でもない。

本件積算内訳の内容は機構が説明するごとく“定型的”であり、特定会社は積算内容を熟知している事を考えると、単価を開示しても支障はなく、全面開示すべきである。（開示要求の部分開示の積算内訳書を添付）

エ 下記第3の1(4)ウ(ア)において「給水施設等を管理する特殊性のある業務であり」とある。

給水施設に係る電気工作物等の維持管理は特殊性があるが、給水施設の業務は積算内訳の受水槽清掃積算表・貯水槽清掃積算表・高架水槽清掃積算表・蓄圧水槽清掃積算表にある積算構成要素の責任者・作業員・補助作業員等は受水槽等の一般的な清掃の監督者と作業員であり、特殊な業務ではない。

それは、内訳書の蓄圧水槽清掃積算表の黒塗り作業ミスで開示された特定団地Aに係る合計金額からも類推できる。

汚水槽等やオイルタンク・化学薬品タンク等の清掃等が特殊作業である。

オ 下記第3の1(4)ウ(イ)で、「個別団地の施設ごとの積算額を公にした場合、個別団地の用途廃止等に伴う変更契約を行う場合に、

当該施設を請負中の事業者に対し、変更予定価格が明らかになり、機構の契約事務の公正かつ適正な実施を困難にする」と主張するが、用途廃止等に際し、機構側の予算の減額と事業者の契約金額の減額について変更契約をする必要がある。機構側の減額額と事業者の減額額がほぼ一致すれば問題ないが、もし、大きな差異（例えば機構側が200万円の減額、事業者が100万円の減額により100万円の差異）が生じた時、それを調整しないまま、業務が終了した時、機構側予算の減額が大きく、その差異（ $200 - 100 = 100$ 万円）が生じ、支払金額が不足する事態になる。それを防止するため、機構と事業者は減額金額について協議するのが一般的である。その際、双方が積算内訳を説明しながら協議し、妥協を図る。その時、施設の積算額が公になる事は当然であり、機構は事業者側を考慮していない不十分な論理であり、機構の主張は当を得ていない。

次に、共益費が居住者の出資金である事から毎年、個別団地の収支を居住者に報告する中で、給水施設等維持管理業務の収支も説明している。つまり、個別団地の各業務の積算額を公にしている事になる。因みに、機構は共益費の用途について居住者に説明責任が有る事は当然であり、総て開示すべきである。

カ 下記第3の1(4)エ(イ)の中段で「緊急事故通報受付を行うに当っては、…どの種類の電話料金を適用するか…機構独自の考え方、基準であることから、…公にすると、団地ごとの個々の施設における積算額が明らかになり、…」と同(エ)の下段で「『緊急事故通報受付・電話回線使用料積算』で算定している自動通報にかかる電話料金のみとしており…」について、まとめて反論する。

いかなる電話回線を使用しようとも電話料金が大きく異なる事はなく、その額は特定金額/月と小さく、それにより、「個々の施設における積算額が明らかになる」という主張は詭弁である。

一方、「『緊急事故通報受付・電話回線使用料積算』で算定している自動通報にかかる電話料金のみ」とある。そのページのポンプ電話料金の項の左側の欄は「金額でなく文言である」と機構の担当者は説明したが不開示となっている。それが緊急事故通報受付の事であると考えるが、単価などの金額でない事から開示するのは当然である。その通報受付について次のように考える。

こうした緊急事故通報受付による緊急事故処理体制は、共通仕様書に、“監視システムを構築し、緊急事故処理体制を組む事を求めている”。一方、共通仕様書の別紙で、曖昧な表現であるが、“特定会社が中央集中監視システムを設備している事を記載している”。つまり、特定会社が設備した中央集中監視システム（随意契約の時

に設備したと考える)により、緊急事故処理体制を組む事を求めている。

40団地の給水施設の緊急事故通報受付は中央集中監視システムがなければ緊急事故処理体制を組むことが出来ず、特定会社は特定場所に設備して緊急対応している事を特定会社の担当者から聞いた。つまり、このシステムにより、特定会社は緊急事故処理体制を維持・運用し、給水施設維持管理業務を専属的に独占している。

つまり、「『緊急事故通報受付・電話回線使用料積算』で算定している自動通報にかかる電話料金」とはそのシステムのメンテナンス費用を含めた金額に相当すると想定でき、それを表現した文言が黒塗りをした文言であると考えられる。

機構は仕様書に特定会社の名称を記載している事を問題視され、公にされる事を恐れ、不開示にしたと考える。仮に、特定会社以外の事業者が参入した時、システムのメンテナンスの説明すべき事項であり、このページは全面開示すべきである。

キ まとめ

本件は、特定会社が20年以上にわたり随意契約により、継続的に履行し、その後、競争入札になったが、応札したのは特定会社だけであり、 $\text{落札額} \div \text{予算額} = 90 \sim 97$ パーセントである(入札経過調書を参照)事、そして、機構が「積算内容は定型的である」と説明する事を考えると、特定会社は積算内訳を熟知している事が想定できる。

次に、競争入札は上記の緊急事故通報受付で説明した不合理と仕様書のその他の不備により、他の事業者は参入できない状況である事は入札経過調書が確証であり、仕様書と入札体制を改善しない限り特定会社以外の参入事業者はない。

内訳書を全面開示した場合、限定的で無視できるリスクの恐れがあると考えられるが、上記の現状を考慮すれば、全面開示しても何の支障も発生しない。

さらに、機構の主張は支離滅裂であり、すべて法5条4号二及びトに該当しない事から全面開示する事が妥当であると主張する。

最後に、情報開示の真の目的は、社会の不合理を改善する事の一翼を担っていると考える。空論や方法論による“利益を害する恐れ”ではなく、現実を踏まえたリスクの有無により開示を判断する事を期待する。

(本答申では添付資料は省略)

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 本件異議申立てについて

本件異議申立ては、原処分について、開示請求者（異議申立人）から、不開示とした部分の開示を求めてなされたものである。

(2) 機構について

機構は、独立行政法人都市再生機構法に基づき設立された独立行政法人であり、大都市及び地域社会の中心となる都市において、市街地の整備改善及び賃貸住宅の供給の支援に関する業務を行うとともに、都市基盤整備公団から継承した賃貸住宅等の管理等に関する業務を行っている。

(3) 異議申立人の主張について

異議申立人は以下の理由から、原処分の取り消しを求めている。

機構は「積算の考え方は機構の経営のノウハウに関わる部分であり、一般的に他の事業者や賃貸人が通常知り得ない企業秘密であり、これを公にすることは機構の競争入札への支障をきたす」とあるが、そもそも積算の考え方は、入札・競争入札等に際し、仕様書・設計図書・現場説明書等を示し、公平・公正な積算ができるようにその基準（考え方等）をしめすものである。公共団体等は金抜き設計図書として積算書を公開している。そこには公共団体等のノウハウはない。もし、機構のノウハウが積算書に存在するならば、入札に参加しようとする業者はそれを積算する事はできず、不適切で公正な競争を妨げる事となり、違法行為になる。

従って、開示を求めた部分は機構の主張に該当せず、すべて開示すべきである。

(4) 原処分の妥当性について

ア 本件対象文書について

処分庁は、本件請求文書に該当する文書として、本件対象文書を特定した。

処分庁は、個々の業務の積算内訳は市場における機構の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、また、積算の考え方は機構の経営のノウハウに関わる部分であり、一般的に他の事業者や賃借人が通常知り得ない企業秘密であり、これを公にすることは機構の競争入札へ支障をきたす等、機構の企業経営上の正当な利益を害するおそれがあるため、法9条1項の規定に基づき、法5条4号二及びトに該当する以下の部分を不開示とする一部開示決定を行った。

① 文書1における「個々の業務における積算額」及び「給水施設等点検と緊急事故通報受付（電話回線使用料）の月額計」

② 文書2における「主任」、「技術者」及び「物件費」の積算構成要素、「団地施設ごとの時間数、人件費及び物件費」、「月

額委託費」，「水質検査（日例・月例）単価」，「団地施設ごとの月額予定価格（税抜・税込）」及び「契約予算額」

- ③ 文書 3 における「主任」，「技術者」及び「物件費」の積算構成要素」，「団地施設ごとの時間数，人件費，物件費」，「月額委託費」，「団地施設ごとの月額予定価格（税込）」及び「契約予算額」
- ④ 文書 4 における「電話回線種類」，「団地施設ごとのポンプ室電話料金」，「月額（税抜）」及び「契約予算額（税抜）」
- ⑤ 文書 5 の「団地施設ごとの積算金額」，「年額積算額（税抜）」，「年額積算額（税抜）※百円未満切捨」及び「契約期間額（税抜）」
- ⑥
 - i 文書 6 における「附加設備」，「人件費」及び「物件費」の積算構成要素」，「人数」，「人件費」，「物件費」，「諸経費」及び「団地施設ごとの合計」
 - ii 文書 7 における「人件費」及び「物件費」の積算構成要素」，「人数」，「人件費」，「物件費」，「諸経費」及び「団地施設ごとの合計」
 - iii 文書 8 における「壁面の面積」，「作業時間」，「人件費」及び「物件費」の積算構成要素」，「人件費」，「物件費」，「経費」及び「団地施設ごとの合計」
- ⑦ 文書 9 における「団地ごとの金額・合計（税抜・税込）」
- ⑧ 文書 10 における「直接人件費」の「数量」，「単価」，「金額」及び「備考」」，「直接経費」の積算構成要素」，「摘要」，「数量」，「単価」，「金額」及び「備考」」，「諸経費」の「業務管理費」及び「一般管理費」の「摘要」，「数量」，「金額」」及び「業務価格」の「数量」及び「金額」」

イ 原処分における不開示部分のうち，開示することとした部分

諮問庁は，異議申立人の異議申立内容について検討を行った結果，原処分における不開示部分のうち，以下の部分については，開示することが妥当であるため原処分を改めて開示することとし，その余の不開示部分については，なお不開示とすることが妥当であると判断した。

- ① 上記ア①のうち，「個々の業務における積算額」（給水施設等点検（月額）の施設ごとの内訳を除く）及び「給水施設等点検と緊急事故通報受付（電話回線使用料）の月額計」
- ② 上記ア②のうち，「主任」，「技術者」及び「物件費」の積算構成要素」
- ③ 上記ア③のうち，「主任」，「技術者」及び「物件費」の積

算構成要素」

- ④ 上記ア④のうち、「月額（税抜）」及び「契約予算額（税抜）」
 - ⑤ 上記ア⑤のうち、「年額積算額（税抜）」（1団地のみの年額積算額が記載されている部分を除く）及び「契約期間額（税抜）」
 - ⑥ 上記ア⑥のうち、「附加設備」，「人件費」及び「物件費」の積算構成要素」及び「壁面の面積」
 - ⑦ 上記ア⑦のうち、「合計（税抜・税込）」
 - ⑧ 上記ア⑧のうち，「直接経費」の積算構成要素及び「摘要」及び「諸経費」の「業務管理費」及び「一般管理費」の「摘要」
- 以下に，なお不開示とする部分の不開示情報該当性を説明する。

ウ 不開示情報該当性について

(ア) 本件対象文書の性質について

本件対象文書は，賃貸住宅団地内の給水施設等の維持管理業務（以下「当該業務」という。）の一般競争入札に必要な予定価格を定めるために作成した文書である。

当該業務は，「給水施設の点検業務」，「自家用電気工作物の点検業務」，「緊急事故通報受付業務」，「受水槽等清掃業務」及び「自家用電気工作物精密点検業務」により構成され，それぞれの業務について積算額を算定し，その合計額を予定価格としている。

当該業務は，団地ごとの様々な種類の給水施設等を管理する特殊性のある業務であり，現在も履行中の業務であるため，履行期間中に設備改修及び給水方式の変更や，管理団地の増減により変更契約を行う場合がある。また，賃貸住宅団地の管理上，当該業務の契約期間満了後も継続して同様の業務を発注していく必要がある。

(イ) 不開示情報該当性について

当該業務にかかる予定価格は，落札決定後ホームページ等で公表しているところであるが，その内訳までは公表していない。

当該業務は現在も履行中の業務であるため，個別団地の施設ごとの積算額を公にした場合，個別団地の用途廃止等に伴う変更契約を行う場合に，当該業務を請負中の事業者に対し，変更予定価格が明らかになり，機構の契約事務の公正かつ適切な実施を困難にするおそれがあることから，法5条4号二及びトに規定する不開示情報に該当する。

また，当該業務のような役務提供契約においては，予定価格を大幅に変動させるような技術革新や経済状況の変化等が生じる可能性は極めて低く，その内容は定型的であると言え，積算の内訳である人数，数量，単価等を公にすると，今後の同種業務の発注において

入札に参加する事業者が機構の予定価格をほぼ正確に算定することが可能となり、競争入札の効果が失われ、公正な競争による適正な契約事務の執行が妨げられることにより、機構の正当な利益を害するおそれがあることから、法5条4号ニ及びトに規定する不開示情報に該当する。

エ 異議申立人の主張について

異議申立人は、本件対象文書における不開示部分の開示を求めるほか、機構における情報公開の実態の検証等について主張しているが、本件対象文書の情報公開請求とは直接の関連性がないことから、異議申立人の不開示部分に関する主張について、以下のとおり検討する。

(ア) 異議申立人は、『UR賃貸住宅給水施設等維持管理業務 積算書』の「個々の業務における積算額」及び「給水施設等点検と緊急事故通報受付（電話回線使用料）の月額計」、『平成26年度給水施設管理業務委託費一覧表（専用水道施設（圧送除く）・簡易専用水道施設（圧送除く）・圧送・直結増圧）』の「契約予算額」、『平成26年度自家用電気工作物管理業務委託費一覧表（専用・共用）』の「契約予算額」、『緊急事故通報受付・電話回線使用料積算』の「月額（税抜）」及び「契約予算額（税抜）」、『受水槽清掃積算表（機械作業）・貯水槽清掃積算表（手作業）・高架（置）水槽（RC製）清掃積算表（機械作業）・蓄圧水槽（鋼板製）清掃積算表』の「団地施設ごとの合計」、『自家用電気工作物精密点検業務（H26～H28）』の「団地ごとの金額・合計（税抜・税込）」について、「小計又は合計であり、開示できない歩合や単価等ではない。また、各団地の共益費収支状況表でその一部を報告し、公開されている。従って機構の競争入札の支障をきたすものではなく、開示すべきである。」と主張する。

当該業務は、現在履行中の業務であるため、団地ごとの個々の施設における積算額を公にした場合、個別団地の用途廃止等に伴う変更契約を行う場合に、当該業務を請負中の事業者に対し、変更予定価格が明らかになり、機構の契約事務の公正かつ適切な実施を困難にするおそれがあるため、不開示とすることが妥当である。なお、原処分において開示した『蓄圧水槽（鋼板製）清掃積算表』における「特定団地A第2-2」及び「特定団地A第2-3」の積算額合計については、本来は不開示情報に該当する部分である。

業務ごとの積算額（契約予算額）は、複数団地における積算額の合計であり、これを開示した場合、それだけで個別団地の積算額が明らかになるとは言えないため開示することとしたが、給水施設管

理業務における施設種類ごとの積算の合計額（契約予算額）については、1 団地にしか存在しない施設（自家用電気工作物（専用））があり、他の施設種類の積算額を公にした場合、この金額が推測されることから、不開示とすることが妥当である。

- (イ) 異議申立人は、『緊急事故通報受付・電話回線使用料積算』の「電話回線種類」について、「機構担当者は、「数字ではなく、考え方の表現である」と説明した。」「積算における考え方は積算の基準を示すものであり、機構担当者が説明する部分にノウハウはないと考える。仮に、その考え方が機構のノウハウで秘密事項であったとすれば、機構のみが積算できるものであり、入札業者は積算する事が出来ず、公平な積算及び公正な競争が出来ず、違法行為に繋がる事からノウハウでないと考え、開示すべきである。」「むしろ仕様書・特記仕様書・設計図書等の不整合を隠すために不開示したと考えられる。開示し、説明責任を果たすべきである。」と主張し、また、『緊急事故通報受付・電話回線使用料積算』の「団地ごとのポンプ室電話料金」について、「電話料金であり開示すべき」と主張する。

緊急事故通報受付を行うに当たっては、電話回線を利用して自動通報装置を使用することについては、仕様書上に記載されているが、電話回線の種類までは明記されておらず、積算を行うに当たり、どの種類の電話料金を適用するかについては、機構独自の積算の考え方、基準であることから、他の事業者や賃借人が通常知り得ない企業秘密であり、これを公にすると、団地ごとの個々の施設における積算額が明らかになり、個別団地の用途廃止等に伴う変更契約を行う場合に、現在業務を請け負っている事業者に対し、機構の変更予定価格が明らかになり、機構の契約事務の公正かつ適正な実施を困難にするおそれがあるため、不開示とすることが妥当である。

また、仕様書上に業務内容は明記されており、入札に参加する事業者は、その業務内容に基づいて、独自に入札額の積算を行うことができることから、異議申立人の「機構のみが積算出来るものであり、入札業者は積算する事が出来ず、公平な積算及び公正な競争が出来ず、違法行為に繋がる」という主張は当を得ない。

- (ウ) 異議申立人は、『貯水槽・蓄圧水槽清掃積算』の「団地施設ごとの積算金額」、「年額積算額（税抜）」及び「年額積算額（税抜）※百円未満切捨」について、「小計又は合計であり、公開できない歩合や単価等ではない。」「開示すべきである。」と主張する。

しかしながら、これを公にした場合、団地ごとの個々の施設における積算額が明らかになり、個別団地の用途廃止等に伴う変更契約

を行う場合、当該業務を請負中の事業者に対し、変更予定価格が明らかになり、機構の契約事務の公正かつ適正な実施を困難にするおそれがあるため、不開示とすることが妥当である。

(エ) 緊急事故受付業務について、異議申立人は、「共通仕様書の6枚目の22項で“遠隔監視業務による緊急事故処理体制”のなかで「自動通報装置等を利用して実施する場合の仕様として別紙4及び5により実施すること」となっており、別紙4及び5には詳細が明記され、その積算が必要であるが、開示された積算書にはそれがない。本来、積算書等の重要書類には事故を防止するためにページが記入されるが、開示された積算書にはページの記入がない。そのため開示忘れがあるように見え、開示を求める。もし、不存在であるなら不存在であるという通知が必要である。」と主張する。

しかしながら、仕様書に記載の自動通報装置については各団地既設の装置を使用する事も可としているため、機構の積算上は『緊急事故通報受付・電話回線使用料積算』で算定している自動通報にかかる電話料金のみとしており、緊急事故処理体制については、施設ごとの維持管理業務の積算の中で見込んでいるため、既に開示決定した文書以外の積算書は存在しない。

(5) 結論

以上のことから、諮問庁は、上記(4)イのとおり、原処分について、不開示部分の一部については原処分を改めて開示とすることとし、その余の部分については、なお不開示とすることが妥当であると判断した。

2 補充理由説明書

平成28年2月22日付け、に727-51により不開示とした部分の一部開示決定を行った。

(1) 開示する部分について

ア 『UR賃貸住宅給水施設等維持管理業務 積算書』のうち、「個々の業務における積算額」（給水施設等点検（月額）の施設ごとの内訳を除く）及び「給水施設等点検と緊急事故通報受付（電話回線使用料）の月額計」については、複数団地における積算額の合計であって、それだけで適正な変更契約の実施を困難にするおそれがある個別団地の積算額が明らかになるとは言えないことから、法5条4号二及びトに規定する不開示情報に該当しないため、開示することとした。

イ 『平成26年度給水施設管理業務委託費一覧表（専用水道施設（圧送除く）・簡易専用水道施設（圧送除く）・圧送・直結増圧）』のうち、「主任」、「技術者」及び「物件費」の積算構成要素については、機構独自の積算の考え方、算定根拠に基づいたものであり、他の事業者や賃借人が通常知りえない企業秘密であるが、これを公にし

たとしても、算定方法、単価等が明らかにならなければ、今後における一般競争入札の予定価格を類推できるとまでは言えないことから、法5条4号二及びトに規定する不開示情報に該当しないため、開示することとした。

ウ 『平成26年度自家用電気工作物管理業務委託費一覧表（専用・共用）』のうち、「主任」、「技術者」及び「物件費」の積算構成要素について、機構独自の積算の考え方、算定根拠に基づいたものであり、他の事業者や賃借人が通常知りえない企業秘密であるが、これを公にしたとしても、算定方法、単価等が明らかにならなければ、今後における一般競争入札の予定価格を類推できるとまでは言えないことから、法5条4号二及びトに規定する不開示情報に該当しないため、開示することとした。

エ 『緊急事故通報受付・電話回線使用料積算』のうち、「月額（税抜）」及び「契約予算額（税抜）」について、複数団地における積算額の合計であって、それだけで適正な変更契約の実施を困難にするおそれがある個別団地の積算額が明らかになるとは言えないことから、法5条4号二及びトに規定する不開示情報に該当しないため、開示することとした。

オ 『貯水槽・蓄圧水槽清掃積算』のうち、「年額積算額（税抜）」（1団地のみの年額積算額が記載されている部分を除く）及び「契約期間額（税抜）」について、複数団地における積算額の合計であって、それだけで適正な変更契約の実施を困難にするおそれがある個別団地の積算額が明らかになるとは言えないことから、法5条4号二及びトに規定する不開示情報に該当しないため、開示することとした。

カ 『受水槽清掃積算表（機械作業）・高架（置）水槽（RC製）清掃積算表（機械作業）』『蓄圧水槽（鋼板製）清掃積算表』『貯水槽清掃積算表（手作業）』のうち、「附加設備」、「人件費」及び「物件費」の積算構成要素及び「壁面の面積」について、機構独自の積算の考え方、算定根拠に基づいたものであり、他の事業者や賃借人が通常知りえない企業秘密であるが、これを公にしたとしても、算定方法、単価等が明らかにならなければ、今後における一般競争入札の予定価格を類推できるとまでは言えないことから、法5条4号二及びトに規定する不開示情報に該当しないため、開示することとした。

キ 『自家用電気工作物精密点検業務（H26～H28）』のうち、「合計（税抜・税込）」について、複数団地における積算額の合計であって、それだけで適正な変更契約の実施を困難にするおそれがある個別団地の積算額が明らかになるとは言えないことから、法5条4号二及びトに規定する不開示情報に該当しないため、開示することとし

た。

ク 『委託費内訳明細書（自家用電気工作物精密点検業務）』のうち、「直接経費」の積算構成要素及び「摘要」及び「諸経費」の「業務管理費」及び「一般管理費」の「摘要」について、機構独自の積算の考え方、算定根拠に基づいたものであり、他の事業者や賃借人が通常知りえない企業秘密であるが、これを公にしたとしても、算定方法、単価等が明らかにならなければ、今後における一般競争入札の予定価格を類推できるとまでは言えないことから、法5条4号ニ及びトに規定する不開示情報に該当しないため、開示することとした。

(2) 不開示を維持する部分について

その余の不開示部分については、理由説明書に記載した理由と同様の理由により、なお不開示を維持する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|--------------------|
| ① | 平成28年2月15日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年2月24日 | 異議申立人から意見書1及び資料を收受 |
| ④ | 同月29日 | 諮問庁から補充理由説明書を收受 |
| ⑤ | 同日 | 審議 |
| ⑥ | 同年3月15日 | 異議申立人から意見書2及び資料を收受 |
| ⑦ | 同年5月30日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑧ | 同年9月26日 | 審議 |
| ⑨ | 同年12月13日 | 審議 |
| ⑩ | 平成29年2月6日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条4号ニ及びトに該当するとして不開示とする原処分を行った。

異議申立人は、本件対象文書の外にも開示請求の対象として特定すべき文書があるはずであると主張するとともに、別紙の3の1欄に掲げる部分は開示すべきであるとして、原処分の取消しを求めていると解されるところ、処分庁は、原処分における文書の特定は妥当であるとした上で、当審査会に対する諮問後、平成28年2月22日付け、に727-51により、不開示部分の一部を開示する決定（以下「追加開示決定」という。）を行うとともに、その余の不開示部分は法5条4号ニ及びトに該当し、なお不開示を維持すべきである旨説明する。

異議申立人は、追加開示決定後も異議申立てを取り下げおらず、本件

異議申立ては、本件対象文書の外にも本件請求文書の開示請求の対象として特定すべき文書があるはずであると主張するとともに、異議申立人が異議申立書において開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとする部分（別紙の3の2欄に掲げる部分。以下「本件不開示部分」という。）の開示を求めるものと解されるので、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び本件不開示部分の不開示情報該当性について判断することとする。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 異議申立人は、緊急事故処理体制等に係る積算の一部について「開示忘れがあるように思え、開示を求める。もし、不存在であるなら不存在であるという通知が必要である。」等と主張するところ、諮問庁は、仕様書に記載の自動通報装置については各団地既設の装置を使用することも可としているため、機構の積算上は『緊急事故通報受付・電話回線使用料積算』で算定している自動通報に係る電話料金のみとしており、緊急事故処理体制については、施設ごとの維持管理業務の積算の中で見込んでいるものであり、既に開示決定した文書以外の積算書は存在しない旨説明する。

(2) 本件対象文書の外に開示請求の対象となる文書を保有していないとする上記諮問庁の説明に特段不自然・不合理な点はなく、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

3 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件不開示部分の不開示情報該当性について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 一般競争入札としている経緯について

本件対象文書に係る各業務は、従来、居住者の安全、安心等の観点から継続的に行うことが必要であることなどから随意契約によることとしていたが、「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」（平成19年8月10日閣議決定）を受け、徹底した効率化を図る観点から、一般競争入札によることとしたものである。

イ 予定価格の事後公表について

機構においては、本件対象文書に係る業務に限らず、一般競争入札において設定される予定価格は、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針の一部変更について」（平成26年9月30日閣議決定）を踏まえ、落札者の決定後に予定価格を公表しても、その内訳なしでは事後の契約において予定価格を類推するおそれがない（本業務の事後の契約においては、数量や単価の変

動が全く生じないことは想定しがたいことから、予定価格を公表しても、事後の契約の予定価格の類推にはつながらない）と認められると判断し、事前公表は行わず、事後公表を行うこととしている。

ウ 積算内訳の一部を開示することについて

上記の趣旨を踏まえ、事後の契約において予定価格を類推させることとなると、落札価格が高止まりになるなど、上記アの閣議決定で求められた、法人の「運営の徹底した効率化」を阻害する事態が生じかねないことから、たとえ法に基づく開示請求であったとしても、積算内訳を開示する場合の開示範囲については、事後の契約の予定価格を類推させない範囲にとどめるよう、慎重を期している。

本件のような役務提供契約においては、予定価格を大幅に変動させるような技術革新や経済状況の変化等が生じる可能性は極めて低く、また、毎回同じ仕様により継続的に契約を行っていることから、その内容は定型的であるといえるものであり、予定価格算定の基準となる積算内訳の歩掛や人工、単価等を公にすると、今後の同種業務の発注において入札に参加する事業者が機構の予定価格をほぼ正確に算定することが可能となるため、当該情報については、従来から不開示としてきたところである。

こうした前提の下、今回請求のあった積算内訳については、公にすると、数量の変更があった場合でも事後の契約の予定価格の類推につながってしまう部分（業務実施に必要な数量として計上した人員数及びその人件費の額、物件費の額、諸経費の額等）については不開示とする一方、積算の構成要素（の名称）の一部については、これを公にしても算定方法、単価等が明らかにならなければ事後の契約の予定価格の類推にはつながらないと判断し、開示することとした。

また、団地ごとの個々の施設における積算額を公にした場合、個別団地の用途廃止等に伴う変更契約を行う場合に、当該業務を請負中の事業者に対し、変更予定価格が明らかになり、機構の契約事務の公正かつ適切な実施を困難にするおそれがあるため、不開示とする一方、契約の対象である団地全体又は複数団地の合計の積算額については、そのようなおそれはないと判断し、開示することとしたものである。

なお、複数団地の合計額であっても団地数が僅少（例えば4～5団地）であれば、団地の規模按分により個別団地の合計額が算出できるのではないかと、いう指摘も受け得るが、例えば、個別団地の給水施設ごとの規模（給水戸数）と予定価格は必ずしも比例関係にはなく、複数団地の合計額を規模按分しても個別団地の合計額の算出

は困難であると考える。

- (2) 上記諮問庁の説明を踏まえて検討すると、「業務実施に必要な数量として計上した人員数及びその人件費の額、物件費の額、諸経費の額等」に相当する部分については、これを公にすることにより、数量の変更があった場合でも事後の契約の予定価格が類推されるおそれがあるとする上記諮問庁の説明は否定し難く、当該部分に記載された各情報は法5条4号二に該当すると認められる。

しかしながら、個別団地の合計額に相当する部分については、本件の契約が諮問庁の説明するような性格を有するものである以上、変更契約の際に落札事業者と行う価格の協議における予定価格が、当初契約時の積算を基本とし、これに落札率を勘案するなど一般的に合理的と判断されるような方法で補正を加えた金額になることは自明であって、落札事業者との関係で一方的に不利な条件での変更契約がなされるといったこともおよそ想定し難い。また、個別団地の合計額に相当する部分を公にすることにより「業務実施に必要な数量として計上した人員数及びその人件費の額、物件費の額、諸経費の額等」に相当する情報を逆算により導くことが可能となるといった場合であれば別論、本件対象文書についてはそのような部分は認められないことから、個別団地の合計額に相当する部分については、これを公にすることにより事後の契約の予定価格が類推されるおそれがあるとするべき事情は認め難い。したがって、当該部分（別紙の3の3欄に掲げる部分）は、法5条4号二及びトのいずれにも該当せず、開示すべきである。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条4号二及びトに該当するとして不開示とした決定については、機構において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、異議申立人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別紙の3の3欄に掲げる部分を除く部分は、同号二に該当すると認められるので、同号トについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であるが、別紙の3の3欄に掲げる部分は、同号二及びトのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 愼美, 委員 山田 洋

別紙

1 本件請求文書

UR賃貸住宅給水施設等維持管理業務（特定団地A他40団地，契約期間H26.4.1～H29.3.31）積算書

2 本件対象文書

文書1 UR賃貸住宅給水施設等維持管理業務 積算書

文書2 平成26年度給水施設管理業務委託費一覧表（専用水道施設（圧送除く）・簡易専用水道施設（圧送除く）・圧送・直結増圧）

文書3 平成26年度自家用電気工作物管理業務委託費一覧表（専用・共用）

文書4 緊急事故通報受付・電話回線使用料積算

文書5 貯水槽・蓄圧水槽清掃積算

文書6 受水槽清掃積算表（機械作業）・高架（置）水槽（RC製）清掃積算表（機械作業）

文書7 蓄圧水槽（鋼板製）清掃積算表

文書8 貯水槽清掃積算表（手作業）

文書9 自家用電気工作物精密点検業務（H26～H28）

文書10 委託費内訳明細書（自家用電気工作物精密点検業務）

3 審査請求人が開示すべきとする部分，諮問庁がなお不開示を維持すべきとする部分及び開示すべき部分

1 審査請求人が開示すべきとする部分	2 1欄に記載の部分のうち，諮問庁がなお不開示を維持すべきとする部分	3 2欄に記載の部分のうち，開示すべき部分
① 文書1のうち「個々の業務における積算額」及び「給水施設等点検と緊急事故通報受付（電話回線使用料）の月額計」	「個々の業務における積算額」のうち，給水施設等点検（月額）の施設ごとの内訳	全部
② 文書2のうち「主任」，「技術者」及び「物件費」の積算構成要素」及び「契約予算額」	「契約予算額」	全部
③ 文書3のうち「主任」，	「契約予算額」	全部

「技術者」及び「物件費」の積算構成要素」及び「契約予算額」		
④ 文書4のうち「電話回線種類」, 「団地施設ごとのポンプ室電話料金」, 「月額(税抜)」及び「契約予算額(税抜)」	「電話回線種類」及び「団地施設ごとのポンプ室電話料金」	なし
⑤ 文書5のうち「団地施設ごとの積算金額」, 「年額積算額(税抜)」, 「年額積算額(税抜)※百円未満切捨」及び「契約期間額(税抜)」	「団地施設ごとの積算金額」及び「年額積算額(税抜)」並びに「年額積算額(税抜)※百円未満切捨」の一部	全部
⑥ 文書6のうち「附加設備」, 「人件費」及び「物件費」の積算構成要素」及び「団地施設ごとの合計」	「団地施設ごとの合計」	全部
⑦ 文書7のうち『蓄圧水槽(鋼板製)清掃積算表』における「人件費」及び「物件費」の積算構成要素」及び「団地施設ごとの合計」	「団地施設ごとの合計」	全部
⑧ 文書8のうち「壁面の面積」, 「作業時間」, 「人件費」及び「物件費」の積算構成要素及び「団地施設ごとの合計」	「団地施設ごとの合計」	全部
⑨ 文書9のうち「団地ごとの金額・合計(税抜・税込)」	「団地ごとの金額(税抜・税込)」	全部